

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター フリーダイヤル

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務処理を記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる税務処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に税務処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。

ご契約につきましては、告知義務違反によりご契約を解除する場合、免責事由に該当し保険金などをお支払いできない場合、詐欺によりご契約が取消しとなる場合、不法取得目的によりご契約が無効となる場合などがありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、ご契約者に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
- 告知義務について
- 保険金・年金・給付金をお支払いできない場合について
- 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について
- ご契約の解約について
- ご契約の復活について

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとエヌエヌ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してエヌエヌ生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに関するエヌエヌ生命の承諾が必要になります。

生命保険募集人の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には、下記照会先までご連絡ください。

サービスセンター フリーダイヤル：0120-521-513

受付時間：平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

インターネットでのお問い合わせ <https://www.nnlife.co.jp>

〈引受保険会社〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1
ニューオータニガーデンコート26F
TEL.03-5210-0300
<https://www.nnlife.co.jp>

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命の

無解約返戻金型収入保障保険

2015年12月作成



収入保障保険

商品パンフレット／特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

万一のリスクに、毎月の年金で収入を保障します。

収入保障保険

保障内容

必要な期間、必要な保障(収入)を確保できます。

お受取り方法をお選びいただけます。

年金受取

一括受取

「受取額」については

P3-解説①へ

「受取方法別の特徴」については

P3-解説②へ

保険料

保険料の払込方式をお選びいただけます。

「保険料の特徴」については

P4-解説③へ

「税務処理」については

P6-参考④へ

税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

無解約返戻金型収入

保障保険のしくみ・イメージ

毎月必要となる資金をもとに保障額

(年金月額)を設定します。

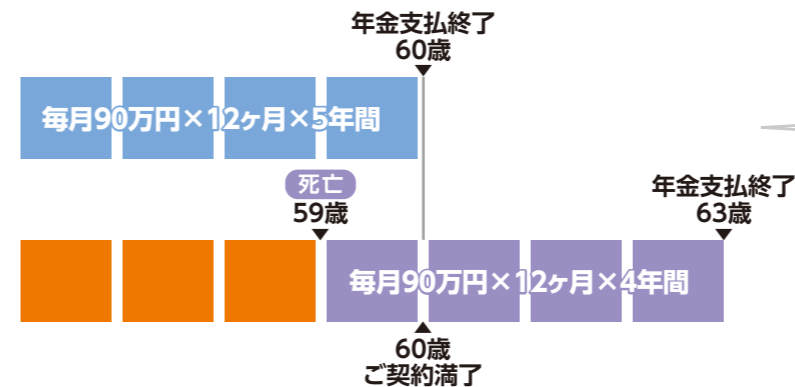
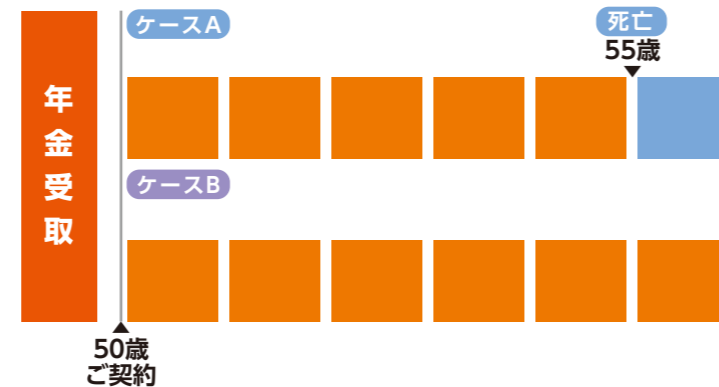
[ご契約例]

保険種類	性別・年齢	保険期間／保険料払込期間	保険料払込方法	年金月額	保証期間	月払保険料
無解約返戻金型収入保障保険	男性・50歳	10年満了	月払(口座振替)	90万円	4年	31,230円

[お受取りのイメージ(保険年度始にお亡くなりになった場合)]

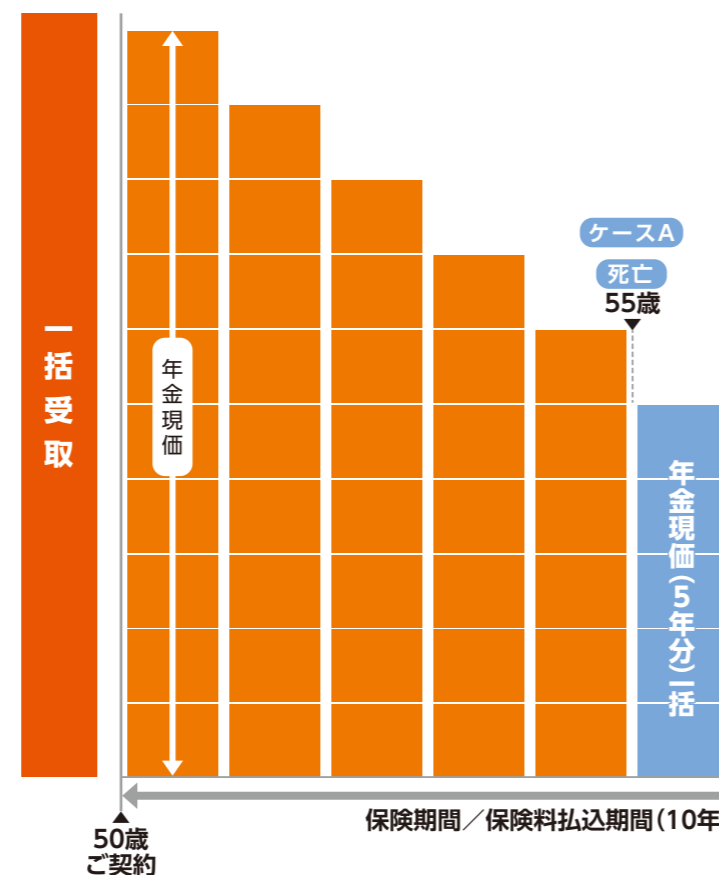
万一のとき、保険期間満了まで、毎月90万円の

年金をお受取りいただけます。



年金の現価を一括でお受取りいただくことも

可能です。



年金の受取期間は最低保証されます。
万一のとき、保険期間の満了直前であっても、保証期間分の年金をお支払いします。

*保険料通減払込方式に関する特則を適用した場合、保証期間はありません。

[保険年度始に死亡・高度障害状態とされた場合の年金受取総額]

年齢(歳)	保険年度(年)	年金受取総額(円)
50	1	108,000,000
51	2	97,200,000
52	3	86,400,000
53	4	75,600,000
54	5	64,800,000
55	6	54,000,000
56	7	43,200,000
57	8	43,200,000
58	9	43,200,000
59	10	43,200,000

保険料の払込免除

特則を適用すると、特定疾病(ガン、急性心筋梗塞、脳卒中)により所定の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みは免除されます。

「特定疾病時の保険料の払込免除」については

P5-解説⑤へ

解約返戻金

この商品には、解約返戻金がありません。

商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。

解説① 受取額

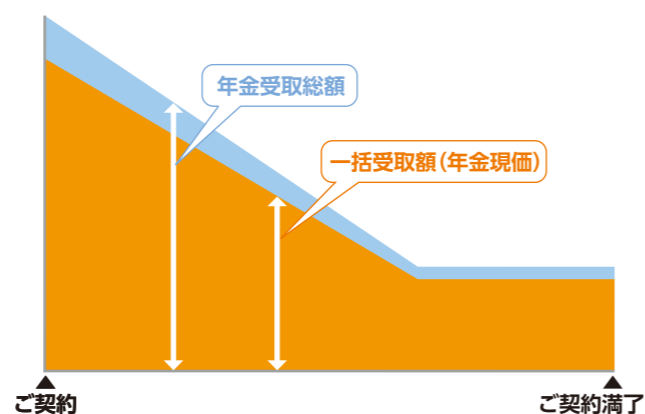
年金で受取った額(年金受取総額)は、一括受取額(年金現価)よりも大きな額となります。

[P1-2のご契約例の場合]

表示の保険年度始にお亡くなりになられた場合の金額

保険年度(年)	受取回数	年金受取総額	一括受取額(年金現価) 万円未満は切捨て
ご契約時	120回	10,800万円	9,974万円
5年	72回	6,480万円	6,202万円
10年	48回	4,320万円	4,210万円

[イメージ図]

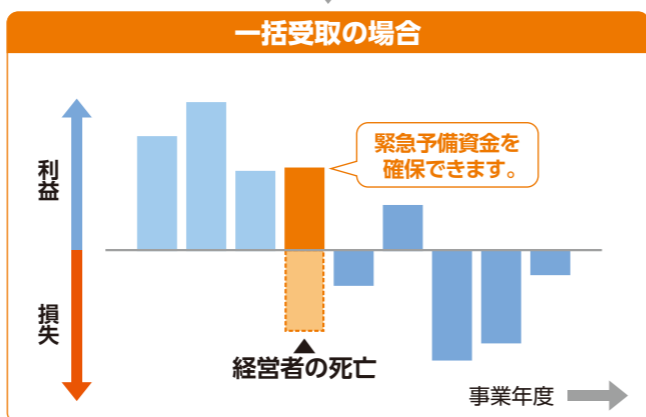
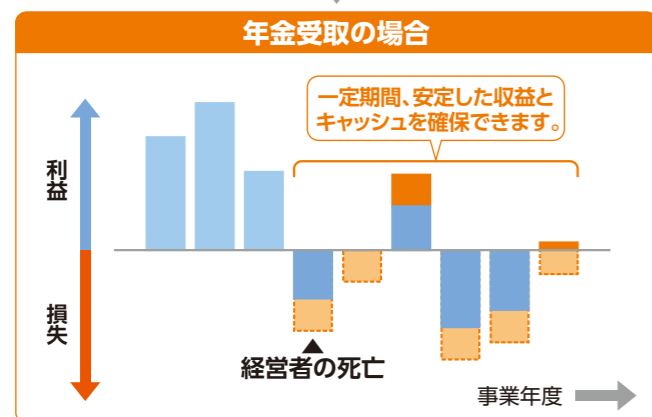
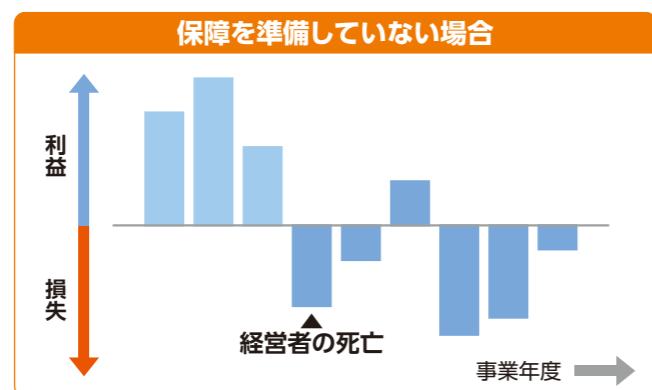


解説② 受取方法別の特徴

●法人契約の場合

[イメージ図]

- 法人の利益・損失
- 年金を受取った場合の利益の増加分
- 年金を受取った場合の損失の減少分



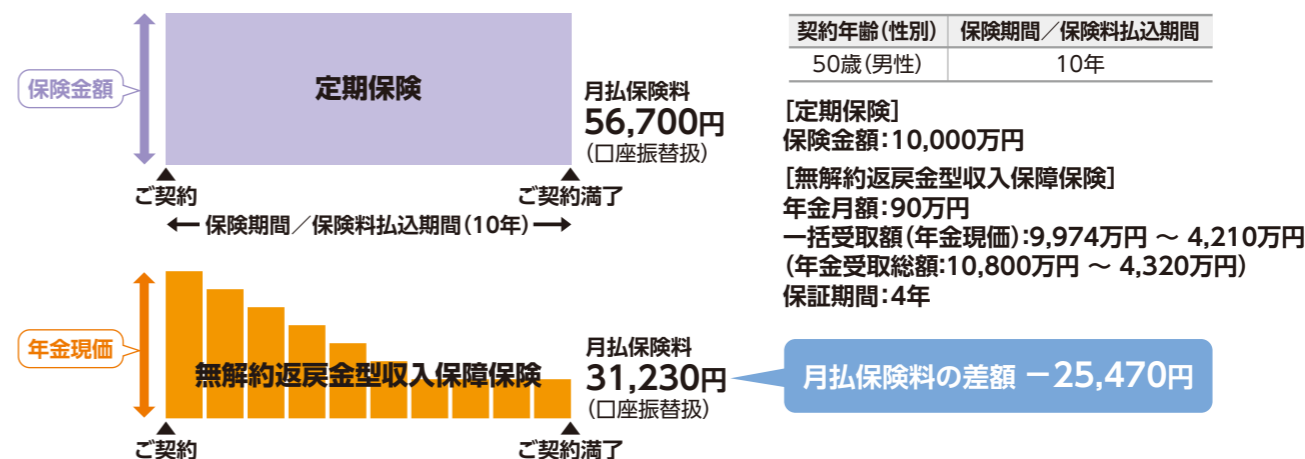
●個人契約の場合

年金受取の場合	一定期間決まった金額を受取れるので、毎月の生活費としてご利用が可能です。
一括受取の場合	一時的に必要な資金としてご利用が可能です。

解説③-1 保険料の特徴

保険期間の経過に応じて保障額が減少していくので、その分保険料が割安です。

[イメージ図]



[ご契約条件]

契約年齢(性別)	保険期間/保険料払込期間
50歳(男性)	10年

[定期保険]
保険金額:10,000万円
[無解約返戻金型収入保障保険]
年金月額:90万円
一括受取額(年金現価):9,974万円 ~ 4,210万円
(年金受取総額:10,800万円 ~ 4,320万円)
保証期間:4年

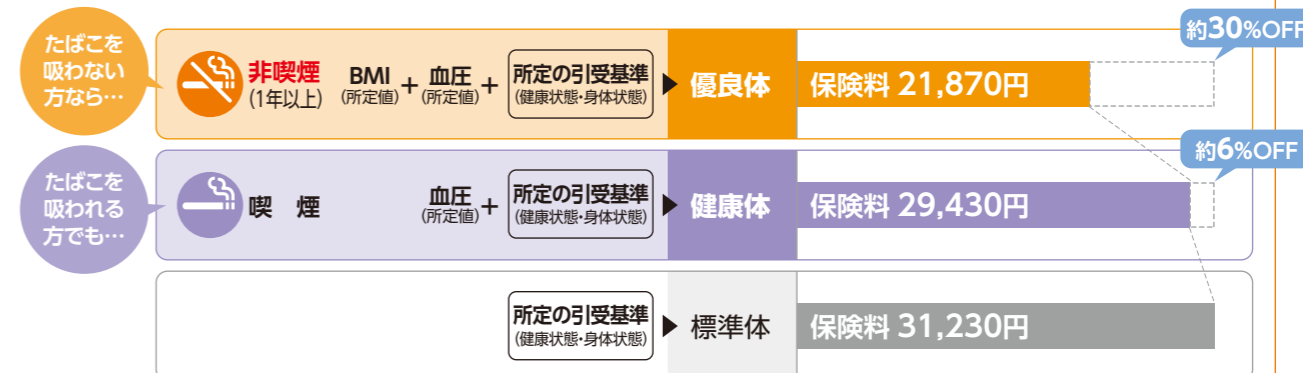
※上記は契約年齢、性別、保険期間、保険料払込方式、保険料払込期間を同一とし、収入保障保険の契約時の一括受取額(年金現価)と、定期保険の保険金額が同程度となるよう比較しています。

優良体料率適用特約・健康体料率適用特約

被保険者の健康状態により、保険料が割引になることがあります。

「優良体料率適用特約(以下優良体)」、「健康体料率適用特約(以下健康体)」を付加することができます。

[P1-2のご契約例の場合]



※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
※保険料、割引率はご契約内容などによって異なります。

保険料払込方式については **P5 解説③-2「保険料の特徴」** をご確認ください。

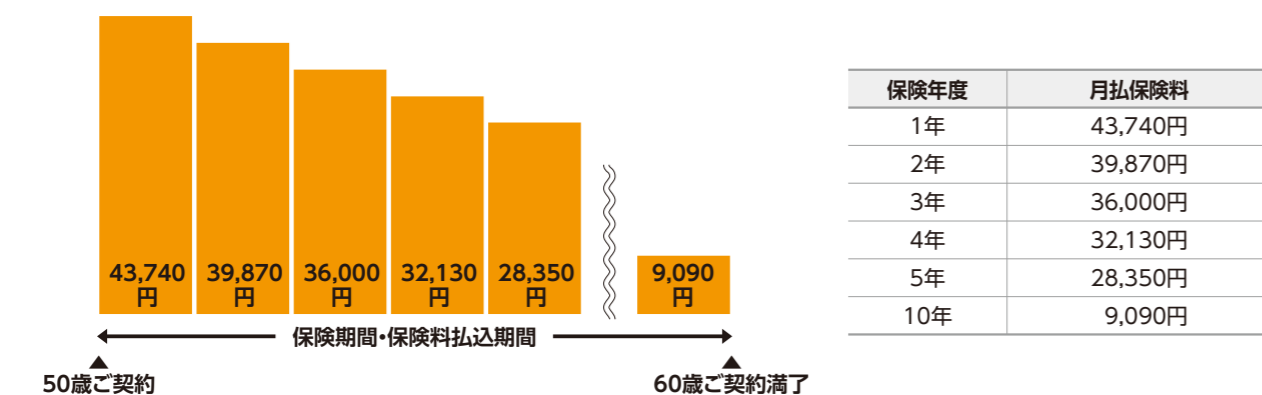
解説③-2 保険料の特徴

保険料払込方式は平準払と逓減払からお選びいただけます。

平準払	保険料が保険料払込期間を通じて一定です。
逓減払*1	保険料が、契約後2年目から毎年減少し、最終保険年度は初年度の20%相当額となります。

*1 保険料逓減払込方式に関する特則を適用した場合

●逓減払 イメージ図 [P1-2のご契約例に特則を適用した場合*2]



*2 特則を適用した場合、保証期間はありません。

特則については [P11-契約概要⑩「保険料逓減払込方式に関する特則について」](#) をご確認ください。

解説④ 特定疾病時の保険料の払込免除 (特定疾病保険料払込免除特則)

特則を適用した場合、特定疾病により所定の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みは免除されます。

ガン	急性心筋梗塞	脳卒中
ガンの責任開始日*1以後、初めてガン*2と診断確定されたとき	責任開始期以後、急性心筋梗塞により初診日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき	責任開始期以後、脳卒中により初診日から60日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき

*1 ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて91日目から開始します。

*2 「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除きます。

特則については [P11-契約概要⑪「特定疾病保険料払込免除特則について」](#) をご確認ください。

参考① 保険料の取扱いについて (法人契約の場合)

[ご契約形態]

ご契約者	被保険者	収入保障年金受取人
法人	役員・従業員	法人

支払保険料の額は、期間の経過に応じて全額損金算入できます。

無解約返戻金型収入保障保険には解約返戻金がありませんので、ご契約年齢や保険期間にかかわらず昭和62年6月16日付直法2-2(平成8年7月4日付課法2-3、平成20年2月28日付課法2-3により一部改正)中の「長期平準定期保険」には該当いたしません。

関係法令: 法人税基本通達9-3-5 国税庁見解、質疑応答事例「解約返戻金のない定期保険の取扱い」より

参考② 税務処理 (法人契約の場合)

●保険料の税務処理 [P1-2のご契約例の場合]

[例]

月払保険料	契約年齢	保険期間/ 保険料払込期間
31,230円	50歳	10年間

保険料の全額を損金に算入します。

* 保険料逓減払込方式に関する特則を適用する場合も同様に、各保険年度の保険料の全額を、定期保険料として損金に算入します。

●年金を受取った場合の税務処理

死亡により、毎月年金を受取った場合、年金は受取りのつど、雑収入として益金に算入します。

・年金月額: 900,000円

死亡により、年金を一括で受取った場合、全額(未払年金現価)を雑収入として益金に算入します。

(6年目の保険年度始にお亡くなりになった場合)

・未払年金現価: 52,155,000円

ご契約形態		
ご契約者	被保険者	収入保障年金受取人
法人	役員	法人

借方	貸方
定期保険料 31,230円	現金・預金 31,230円

借方	貸方
現金・預金 900,000円	雑収入 900,000円

借方	貸方
現金・預金 52,155,000円	雑収入 52,155,000円

参考③ 収入保障年金を受取った場合の税務 (個人契約の場合)

●ご契約形態により、次のとおり課税が異なります。

契約形態	年金受取の場合		一括受取の場合
	死亡時	毎回の年金受取時	
契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人	相続税*1*2	所得税(雑所得)*3 ・住民税	相続税*2
契約者と受取人が同一人	—		所得税(一時所得)*3 ・住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	贈与税*1		贈与税

*1 相続税法に基づき死亡時の年金受給権評価額が計算され、その評価額に対して課税されます。

*2 契約者と被保険者が同一で受取人が相続人の場合、年金受給権評価額または一括受取額(年金現価)に対して、生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)を限度として非課税となります。

*3 平成25年1月から平成49年12月まで、基準所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が課税されます。

税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

収入保障保険

契約概要

- 「契約概要」は、お申込みの際に、特にご確認いただきたい重要事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。これらの詳細ならびに主な保険用語の説明などは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

この商品はどうな保険なんだろう?
 商品名は → P8-① 保険商品の名称
 簡単に言うと → P8-② 保険商品の特長
 ご契約のイメージは → P8-③ しきみ図
 年金月額などの取扱いは → P9-④ 契約内容

こちらをご覧ください。

どんなときに年金がもらえるの?
 → P9-⑤ 年金の支払事由

保険料の払込みが免除されることがあるらしいけど、どんなとき?
 → P9-⑥ 保険料の払込免除

生命保険には配当金があるんだよね?
この保険は無配当です。
 → P9-⑦ 配当金

もし解約したら、少しはお金が戻ってくるのかなあ。
この保険には解約返戻金がありません。
 → P9-⑧ 解約返戻金

どんな特約があるのかな?
 → P10-⑨ 適用できる特別・付加できる主な特約

次のマークのある項目は、この契約概要以外もあわせてご確認ください。
 しおり = ご契約のしおり
 申込書 = 申込書

「当社」はエヌエヌ生命を指します。

1 保険商品の名称

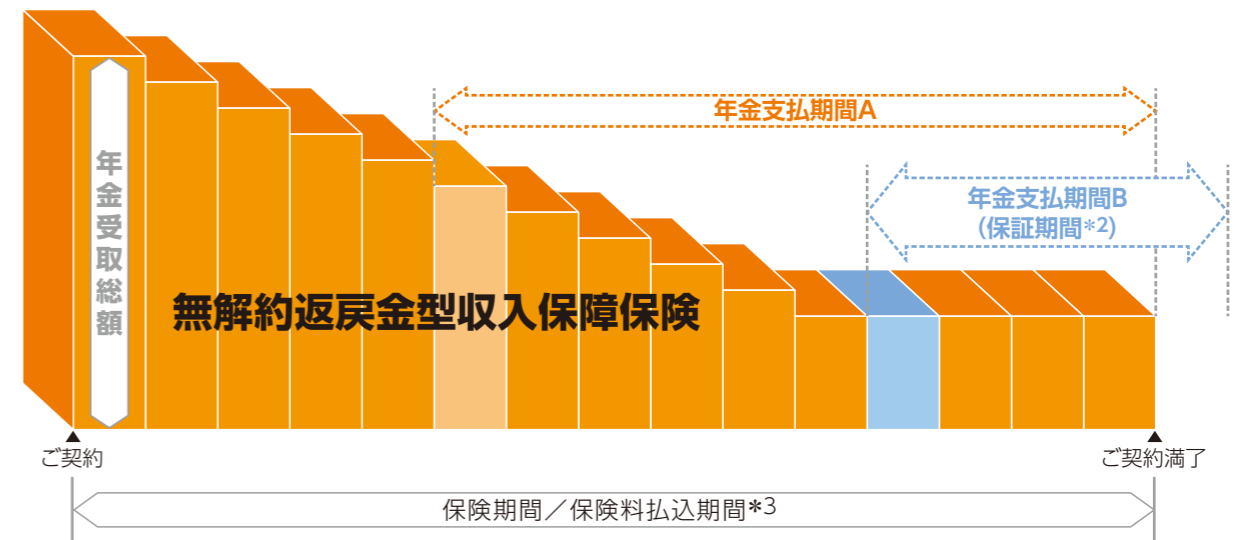
無解約返戻金型収入保障保険

2 保険商品の特長

一定期間の万一(死亡・高度障害状態)のときの保障を毎月の年金で確保できる、解約返戻金・満期保険金のない商品です。なお、保険期間の経過に応じて保障額が減少していくので、その分保険料が割安となっています。

3 しきみ図

○第1回年金支払日*1以後、保険期間満了日までを「年金支払期間」(年金支払期間A)とします。
 ○「年金支払期間」が保証期間*2に満たない場合は、第1回年金支払日*1以後保証期間を経過する日までを年金支払期間(年金支払期間B)とします。なお、保証期間*2は年金の支払いを保証する期間のことをいいます。



*1 第1回年金支払日は、第1回年金の支払事由に該当した日をいいます。
 *2 保険料通減払込方式に関する特則を適用した場合、保証期間はありません。
 *3 年金支払期間中は、保険料のお払込みは不要です。

契約内容、保証期間については **P9-契約概要④「契約内容」**

保険料通減払込方式に関する特則については

P11-契約概要⑩「保険料通減払込方式に関する特則について」 をご確認ください。

4 契約内容 

	平準払*1	逓減払*2
契約年齢	35歳～75歳	25歳～75歳
保証期間	2年～6年	0年
保険期間/保険料払込期間	5年～30年満了	
年金月額	10万円～(単位:1万円)*3	
保険料払込方法	年払、半年払、月払	
保険料払込経路	口座振替扱、郵便振替扱、銀行振込扱、団体扱、特別団体扱、集団扱	

*1 保険料が保険料払込期間を通じて一定です。保険料は3,000円を下回ることはできません。(特約保険料を含みます。払込回数および払込経路を問いません。)
 *2 保険料逓減払込方式に関する特則を適用した場合、保険料が毎年減少していきます。最終保険年度の保険料は2,000円を下回ることはできません。(特約保険料を含みます。払込回数および払込経路を問いません。)
 *3 年金月額の上限は、ご契約時の年金現価に換算して7億円とします。また、ご契約時の年金現価は保険期間により異なります。
 ※年金月額、契約年齢により診査が必要です。
 ※上記お取扱いには、当社所定の制限があります。

具体的な契約内容は、「申込書」にご記入いただきます。
 お申込みの際は、「契約概要」と「申込書」にて、契約内容を必ずご確認ください。

5 年金の支払事由

年金	支払事由	
収入保障・高度障害年金	第1回	保険期間中に死亡・所定の高度障害状態に該当したとき
	第2回以降	第1回年金支払日の月単位の応当日が到来したとき

※未払年金現価の一括受取りも可能です。全部を一括受取りしたときは、ご契約は消滅します。
 ※収入保障年金と高度障害年金は重複してお支払いしません。

P16-注意喚起情報 ④「保険金などのお支払いができない場合」もあわせてご確認ください。

6 保険料の払込免除

被保険者が所定の不慮の事故により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

※契約者・被保険者の故意または重大な過失などにより、所定の障害状態に該当したときは免除しません。

7 配当金

この保険に配当金はありません。

8 解約返戻金

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

9 適用できる特則・付加できる主な特約

▼適用できる特則

名称	特徴
保険料逓減払込方式に関する特則	保険料が、契約後2年目から毎年所定の割合で減少し、最終保険年度の保険料は初年度の保険料の20%相当額となります。
特定疾病保険料払込免除特則	特定疾病により所定の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

保険料逓減払込方式に関する特則を適用される方は

P11-契約概要 ⑩「保険料逓減払込方式に関する特則について」

特定疾病保険料払込免除特則を適用される方は

P11-契約概要 ⑪「特定疾病保険料払込免除特則について」もあわせてご確認ください。

▼付加できる主な特約

○保障を充実させる特約

名称	保険金	支払事由
災害割増特約	災害死亡・災害高度障害保険金	所定の不慮の事故による傷害や所定の感染症により、特約の保険期間中に死亡・高度障害状態に該当したとき

※災害死亡保険金と災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。

P16-注意喚起情報 ④「保険金などのお支払いができない場合」もあわせてご確認ください。

○その他の特約

名称	特徴
健康体料率適用特約	健康状態その他が当社の定める基準に該当する場合、主契約の保険料が割引きになります。
優良体料率適用特約	健康状態・喫煙状況その他が当社の定める基準に該当する場合、主契約の保険料が割引きになります。
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

※上記のほかにも、付加できる特約があります。

10 保険料逓減払込方式に関する特則について

○この特則を適用すると、保険料が、契約後2年目から毎年所定の割合で減少し、最終保険年度の保険料は初年度保険料の20%相当額*となります。

*初年度保険料・経過年数などにより、20%より少なくなるまたは多くなる場合があります。

○契約後2年目以降の保険料は下記計算式により算出します。
初年度保険料×{1-保険料が逓減する割合*1×(経過年数*2-1)}

*1 保険料が逓減する割合=0.8×1/(保険期間-1) (小数点第4位以下の端数は切り捨て)

*2 経過年数とは、第1保険年度を1年とし、以降第2保険年度を2年、第3保険年度を3年と数えます。

*実際の保険料は端数処理をしていますので、上記計算結果と異なる場合があります。

【保険料推移イメージ】

男性・50歳 保険期間/保険料払込期間:10年満了 年金月額:90万円 保険料払込方法:月払(口座振替)

保険年度	逓減払(保証期間:0年)		平準払(保証期間:4年)	
	月払保険料	保険料累計額	月払保険料	保険料累計額
1年	43,740円	524,880円	31,230円	374,760円
3年	36,000円	1,435,320円	31,230円	1,124,280円
5年	28,350円	2,161,080円	31,230円	1,873,800円
7年	20,610円	2,702,160円	31,230円	2,623,320円
10年	9,090円	3,167,640円	31,230円	3,747,600円

*具体的な保険料推移は設計書をご確認ください。

○この特則は、ご契約時のみ適用できます。また、この特則のみの解約はできません。

○災害割増特約を付加した場合、その特約保険料は逓減しません。

○この特則を適用した場合、年金のお支払いには保証期間がありません。

11 特定疾病保険料払込免除特則について しおり

○この特則を適用すると、特定疾病により所定の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

対象となる疾病	免除事由
悪性新生物(ガン)*	悪性新生物責任開始日前にガンと診断確定されたことがなく、悪性新生物責任開始日以後に初めて所定のガンと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を直接の原因として急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などはできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を直接の原因として脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

*「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除きます。

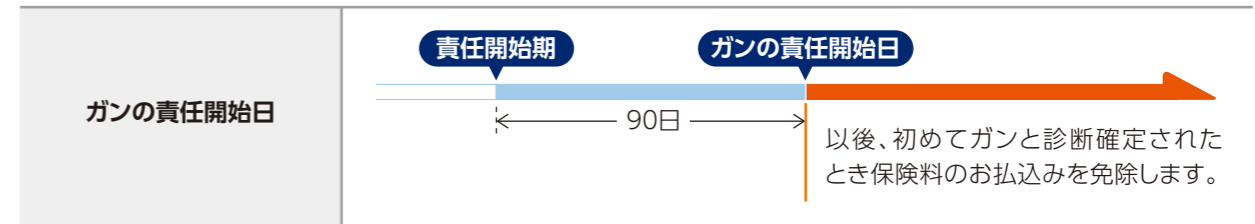
○この特則は、ご契約時のみ適用できます。また、この特則のみの解約はできません。

○この特則を適用した場合、災害割増特約、新特別条件特約を付加することはできません。

○この特則を適用した場合、保険料はこの特則を適用しない場合に比べ高くなります。

▼悪性新生物責任開始日(ガンの責任開始日)について

ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。ガンの責任開始日について図示すると次のとおりとなります。



責任開始期については **P15-注意喚起情報③「責任開始期」** もあわせてご確認ください。

▼ガンによる保険料の払込免除について

責任開始期、ガンの責任開始日、ガンの診断確定日と保険料のお払込みの関係を事例で図示すると次のとおりとなります。



*保険料のお払込みの免除事由については「ご契約のしおり・約款」もあわせてご確認ください。

年金の支払事由である「所定の高度障害状態」や保険料の払込免除事由である「所定の障害状態」、特約・特約など、各種取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この保険はエヌエヌ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取り扱いしている場合があります。

詳しくは募集代理店にお問合わせください。

お申込みの際は、この「契約概要」のほか、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

収入保障保険

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、不利益な事項など、お申込みの際に、特に
ご注意いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に必ず
お読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みくだ
さい。**
- 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細や契約
内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



1 クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)



○次のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内**であれば、書面によりクーリング・オフが可能です。この場合、お申込みいただいた金額を払い戻します。

- ・お申込日
- ・「ご契約のしおり・約款」の交付日
- ・「第1回保険料充当金額収証」の交付日
- ・第1回保険料充当金が着金した日

○次の場合はお取扱いができません。

- ・当社指定の医師による診査が終了した場合
- ・債務履行の担保のためのご契約である場合
- ・既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)である場合

お手続き方法については、**ご契約のしおり「クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について」**をご確認ください。

2 告知義務

契約者や被保険者には、現在の健康状態などを告知する義務があります。告知は公平な引受判断を行うための重要事項です。過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態やご職業など、「告知書」または当社指定の医師がおたずねする事項について、事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。

▼告知受領権

当社の生命保険募集人(代理店を含む)には告知を受ける権限(告知受領権)はないため、生命保険募集人にお伝えいただいても告知したことにはなりません。告知受領権は当社および当社が指定した医師が有していますので、当社所定の「告知書」にご記入されたことと、当社指定の医師にお話しされたことが告知となります。

▼告知内容などの確認

当社または当社で委託した確認担当者が、次の場合にお申込内容、ご請求内容などをご確認させていただきます。

- ・ご契約のお申込後
- ・保険料の払込免除のご請求
- ・保険金などのご請求

▼傷病歴などがある方への引受対応

傷病歴などがある場合でも、ご契約をお引受けすることがあります。
(「保険料の割増」など特別な条件をつけてお引受けすることや、お断りすることもあります。)

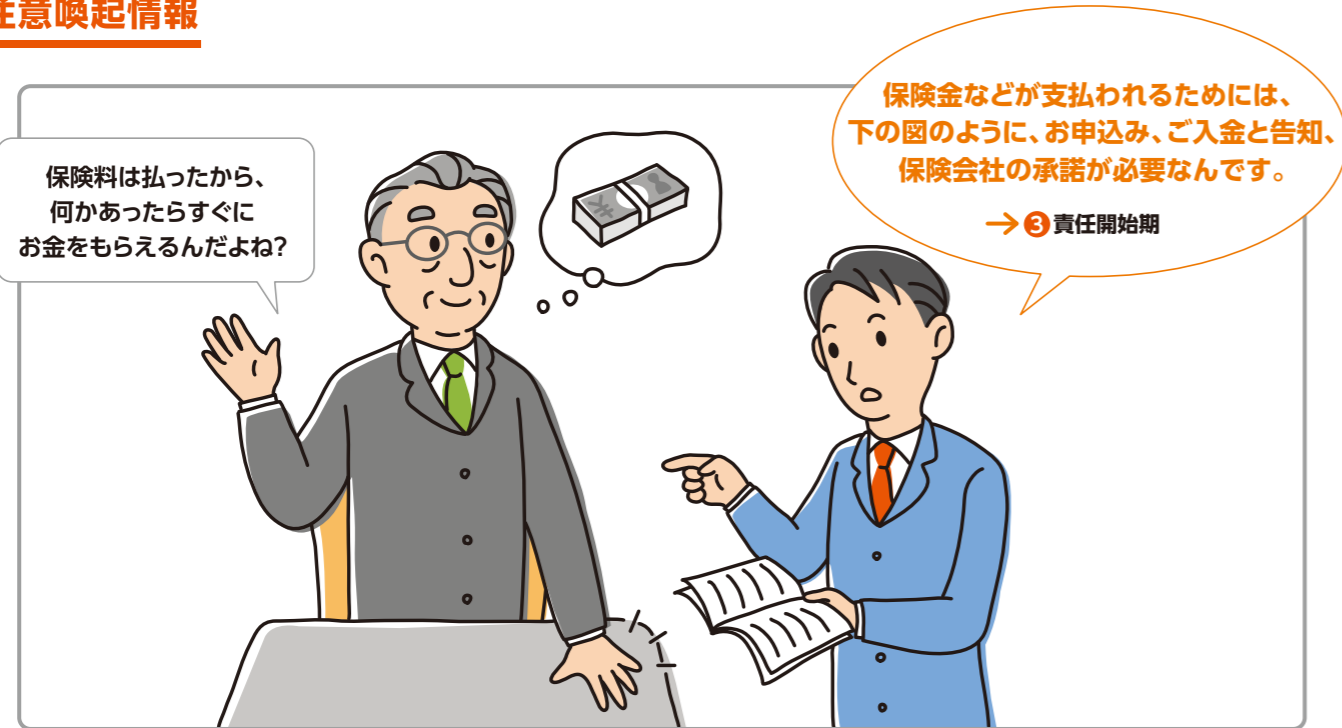
▼告知が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
- 責任開始日または復活日から2年経過後でも、保険金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、保険金などの支払事由に該当していても、これをお支払いしないことがあります。また、保険料の払込免除事由に該当した場合も同様に、お払込みを免除しないことがあります。
(「解除原因となった事実」との因果関係によります。)
- ご契約を解除したときは、すでに当社にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

▼告知義務違反の内容が特に重大な場合

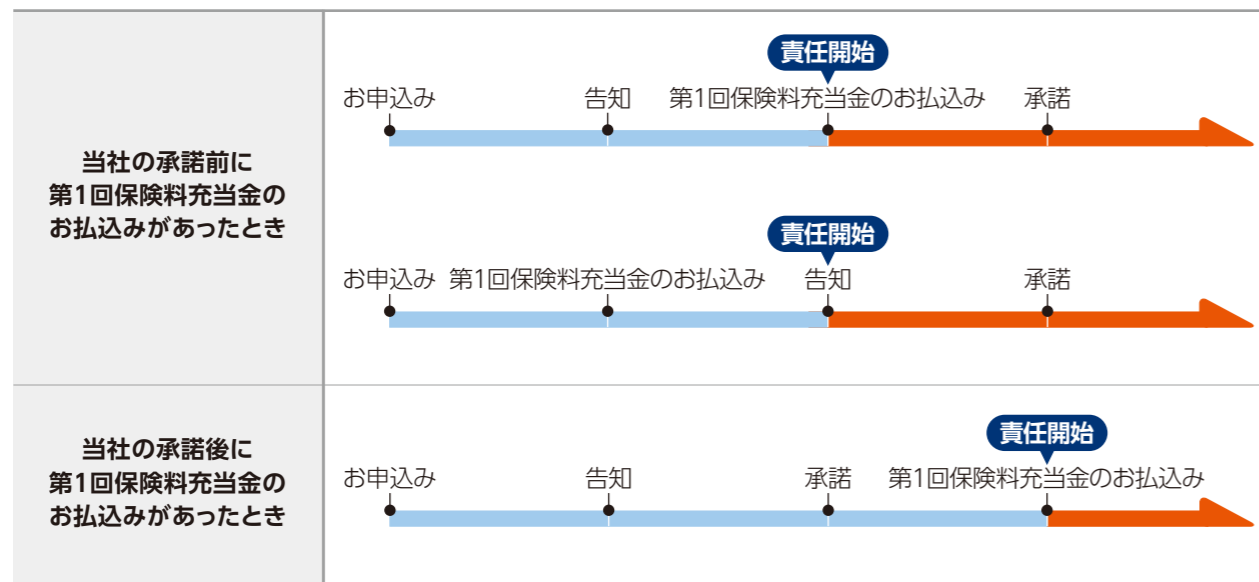
詐欺によるご契約の取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなる場合があります。また、すでに当社にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

※「申込書」「告知書」は、ご記入内容を十分にお確かめのうえ、ご自身で署名・捺印をお願いします。



3 責任開始期

当社がご契約のお申込みを承諾し、「告知」と「第1回保険料充当金のお払込み」がともに完了した時から、ご契約上の責任を開始します。責任開始期について図示すると次のとおりとなります。



特定疾病保険料払込免除特則を適用される方は

P11-契約概要①「特定疾病保険料払込免除特則について」もあわせてご確認ください。

▼生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
- ご契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立します。



4 保険金などのお支払いができない場合 しおり

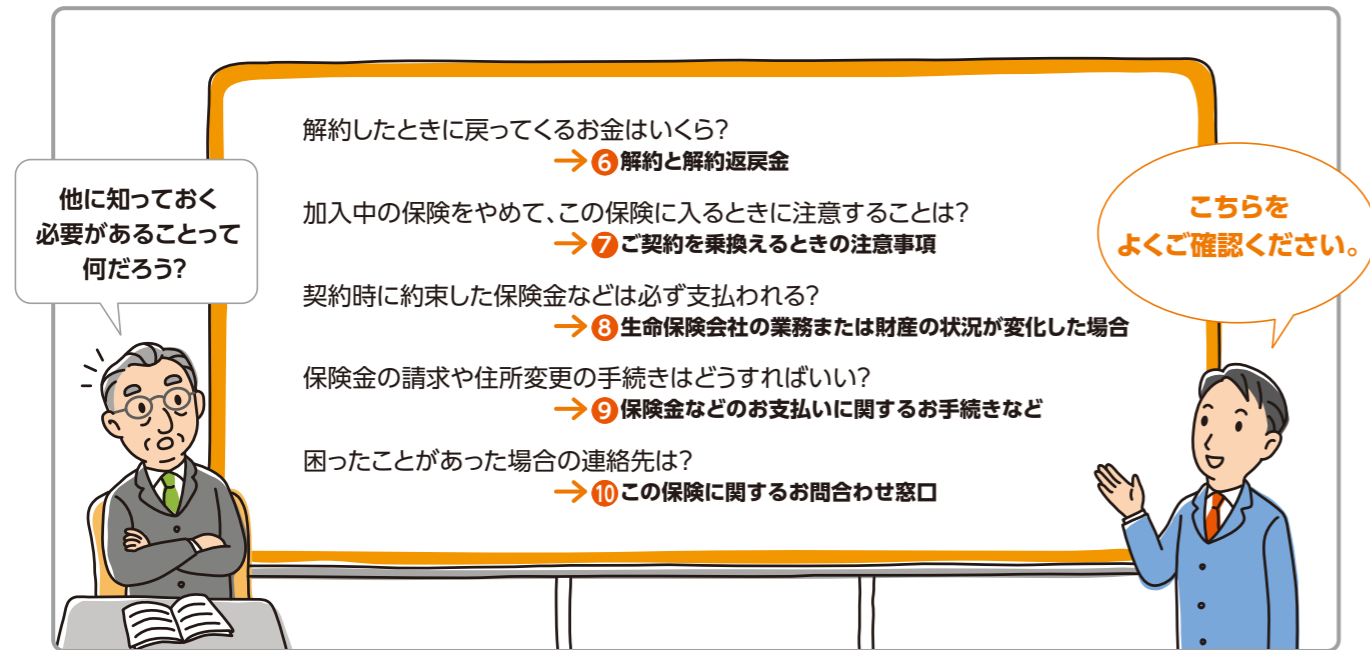
次の場合、保険金などのお支払いはできません。

- ・責任開始期前の疾病や不慮の事故を直接の原因とする場合
- ・告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- ・保険金などを詐取する目的で故意に事故を生じさせたとき(未遂を含む)や、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・責任開始日から3年以内の自殺、契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失など、免責事由に該当する場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・ご契約が詐欺による取消し、または不法取得目的により無効となった場合

具体的な事例については、**ご契約のしおり「保険金・年金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例」**をご確認ください。

5 保険料のお払込みとご契約の失効・復活 しおり

- 保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にご都合がつかないときのために、猶予期間を設けています。
- この保険は、保険料の自動振替貸付は行われません。そのため、猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。
- 失効して**3年以内**(新特別条件特約が付加されている場合は**2年以内**)であれば、ご契約の復活のお申込みができます。この場合、所定のお手続きが必要です。
- 健康状態など所定の条件により、復活できないことがあります。復活については、**ご契約のしおり「ご契約の復活について」**をご確認ください。



6 解約と解約返戻金

この保険には解約返戻金はありません。そのため、次のような場合でも解約返戻金はお支払いしません。

- ・ご契約を解約、減額した場合
- ・ご契約が失効した場合
- ・告知義務違反または重大事由により、ご契約が解除された場合

7 ご契約を乗換えるときの注意事項

- 現在のご契約を解約、減額して新たなご契約のお申込みをされる場合は、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 新たなお申込みも、一般のご契約同様、告知義務があるため、健康状態などによりお断りすることがあります。
- 「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定なども、新たなご契約に際しての行為が対象となります。

8 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構
TEL.03-3286-2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 保険金などのお支払いに関する手続きなど しおり

- 支払事由が生じる事象、ご請求手続きなどは、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。
ホームページアドレス <https://www.nnlife.co.jp>
- お客さまからのご請求に応じて保険金などをお支払いしますので、次の場合はすみやかに当社サービスセンターまでご連絡ください。
 - ・保険金などの支払事由が生じた場合
 - ・お支払いの可能性があると思う場合
 - ・ご不明な点が生じた場合など
- 契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。

▼指定代理請求

- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人を指定しているときは、契約者は指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

詳しくは、ご契約のしおり「指定代理請求特約」をご確認ください。

▼住所などの変更

重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更した場合には必ずご連絡ください。

10 この保険に関するお問合わせ窓口

- お手続きやご契約に関する相談・照会・苦情などは、当社サービスセンターまでご連絡ください。

エヌエヌ生命 サービスセンター

フリーダイヤル **0120-521-513**

[受付時間] 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除きます。)

- 指定紛争解決(ADR)機関は一般社団法人生命保険協会です。
生命保険協会の「生命保険相談所」および全国各地の「連絡所」では、電話などにより相談・照会・苦情を受付けています。
生命保険相談所が苦情の申し立てを受け、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても解決しないときは、裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図ります。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

お申込みの際は、この「注意喚起情報」のほか、必ず「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。